

令和6年3月19日

陳情第24号

ゴミ収集に関わる手続の再検討を求める陳情

ゴミ収集に関わる手続の再検討を求める陳情

【陳情趣旨】

陳情者は、平成30年12月に同名・同趣旨の陳情を小田原市議会に提出しておりますところ、このたび小田原市議会予算特別委員会において看過できない見解が示されましたので、改めてゴミ収集に関わる手続の再検討を求めるものです。

予算特別委員会で示された看過できない見解というのは、所管課職員が行った下記要旨のと通りの答弁です。

「自治会未加入世帯がゴミ集積場所にゴミを出せないのかということについて。集積場所は各自治会で決めてもらっている。廃棄物処理法ではゴミ収集は市町村の責任とされている。地方自治法では住民の生活に密着した行政サービスであるゴミ処理は等しく受ける権利があるとされている。よって、自治会の加入、未加入にかかわらずゴミを出せる権利は保障されている。」

一職員の発言を問題視するつもりはありません。時間経過とともに地域社会が変容するのに、行政、特にトップに立つものがいつか決断すべき問題が目前に迫っているのに、今までと同じことを繰り返しているということです。議会も同様の責任を理解せねばなりません。

僅かな美化協力金を自治会加入世帯数分、しかも20年も金額を据え置いている、未加入世帯のゴミも受け入れると、平然と言い切れるようなことをしていると、自治会にわざわざ加入する必要など無いと小田原市が宣言していることに等しいと気付くべきです。地域の任意団体である自治会に、市町村が負うべき責務を代替させるのは越権行為であるということです。

小田原市では、自治会への世帯加入率が令和5年4月1日時点で70.3パーセントと公表されており、目前の令和6年4月1日には70パーセントを割り込むことは確実視されています。自治会とその構成員が受忍しているうちはともかく、目前に迫った自治会崩壊に対応できなくなります。

小田原市では、ゴミ処理でさえこういう問題を先送りしてきましたが、自治会の近未来像は、ゴミ処理と災害対応(防災・備蓄)と地域行事の維持継続次第であろうと思われれます。負担(会費、役割分担)をせずに受益するだけの存在は、平時においてはサイレント・マジョリティの寛容さに守られています、非常時においてさえ守られると考えるのは勘違いです。大災害発災時に、氏名も住所も知らない住民の分も含めて、災害支援物資を「自主防災組織」を通じて提供するとしている防災部と同等の誤解を続けてはならないのです。自主防災組織は自治会員が構成員です。

近年、小田原市にも外国籍住民を随分と見かけるようになってきました。こうした外国籍の方々にも自治会未加入世帯同様に、ゴミ収集に協力してもらう必要があります。

本陳情では、ゴミ収集事業全てを対象としているわけではなく、主に家庭など住民生活により排出される家庭ゴミの収集方法を、時代の趨勢に合わせるべく再検討すべきものと考えております。

小田原市として、外国籍住民を含む自治会未加入世帯に対し、ゴミステーションを利用することについて、ゴミステーションの管理者である自治会の同意を得るよう広報・周知する責任があります。

外国籍住民については、その住居を事業者が提供していることが多く、事業者に対しても同様に自治会の同意を得ることを外国籍住民に広報・周知することを求める必要があります。あるいは、事情を十分に理解できない外国籍住民に代わって、事業者が自治会に同意を求めることを義務化する必要があります。

ただ、小田原市がゴミステーションの利用を理由として自治会に加入するよう干渉してはなりません。住民が自治会を組織することについて、行政が不当に干渉することは違法行為となりかねません。

原理原則として説明する責務があるということです。

それでは、小田原市としてはどう改善を図るのかといえば、家庭ゴミの収集は原則として戸別収集にすることとし、収集費用として世帯割、人数割などで相当程度の収集料金を賦課することです。ただし、住民が任意で届け出て自主的に管理する場所に収集を求める場合は、利用者名簿を提出させ確認できる世帯については従来通りの収集方法とし、収集料金の賦課を免除するとすれば、行政サービスに対する負担の公平が維持できます。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、ゴミ収集について下記のとおり改善するよう再検討することを求めること。

- 1 ゴミ収集は原則として戸別収集方式に変更し、収集料金を世帯ごとに世帯の実態に則して賦課するものとする。
- 2 ゴミステーションを設置維持・管理する利用者(住民)の申し出によって従来どおりのゴミステーション収集とすることもできるものとする。
- 3 利用者(住民)がゴミステーションを設置した場合の維持管理については、小田原市は利用世帯数に応じた応分の管理経費を設置者に支払うものとする。
- 4 利用者(住民)がゴミステーションを設置することを小田原市に届け出た場合は、戸別収集に関わる賦課料金を免除できるものとする。
- 5 外国籍住民世帯については、就労する事業所(事業者・管理会社等)に小田原市のゴミ収集事業について周知を図り、適切な費用負担を求めること。

令和6年3月19日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞